

自由民主党

政務調査会長 小 林 鷹 之 様

全ての新潟水俣病被害者の救済と  
問題の早期解決を求める要望書

令和8年7月16日

新潟県議会自由民主党議員団

団 長 帆 莉 謙 治

新潟水俣病は本年５月末日をもって公式確認から61年を迎えた。しかし、今なお多くの被害者が、公害健康被害の補償等に関する法律に則って認定申請を行ったり、被害認定や損害賠償を求めて裁判を起こしたりするなど、新潟水俣病問題は未だ解決に至っていない。

その大きな要因は、最高裁判所が現行の行政認定基準では救われなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず、国が救済制度を見直さないことや、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどにある。

その一方で、係属中の訴訟における原告の高齢化が進んでおり、「生きているうちに解決を」は被害者の切実な叫びであり、速やかな解決が求められている。

こうしたことから、新潟県議会では令和６年の６月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で採択し、国会並びに政府に提出した。また、本県の花角知事も水俣病被害者の早期救済と抜本的な救済制度の見直しなどを政府に要望している。本年５月31日に新潟県の主催で開催された新潟水俣病公式確認61年の式典には、被害者団体や国、県、流域市町村の関係者約90人が参列し

た。しかし、この1年被害者団体と国との問題解決に向けた協議は進展しているとは言い難い。

よって自由民主党におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国が、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立するよう働きかけること。
- 2 国が、平成22年4月16日の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月3日のノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を実施するよう、被害者団体と協議することを働きかけること。